

# 総合政策局業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合政策局において発注を行う業務委託について、透明性及び競争性を高め、並びに公正な競争を確保するために、業務委託ごとに入札への参加を希望する者の中から指名業者を選定して行う入札（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格が100万円を超える業務委託とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務委託を除く。

(入札参加資格要件)

第3条 希望型指名競争入札の参加資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- (3) 対象業務の入札日前6か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないものでないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと。
- (6) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者でないこと。
- (7) 対象業務の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者でないこと。
- (8) 契約を締結する年度の千葉市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、同名簿の更新年度に契約を締結する業務委託に係る希望型指名競争入札をその前年度に行う場合にあつては、同名簿への登録申請をしていること。
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者でないこと。

2 希望型指名競争入札を実施する場合において、対象業務の種類又は性質により必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、対象業務と同種業務の履行実績等を入札参加資格要件として定めるものとする。

(対象業務の概要等の公表等)

第4条 希望型指名競争入札への入札参加を希望する者(次条において「入札参加希望者」という。)を募集するときは、対象業務の概要、入札参加資格要件及び入札参加申込みの受付期間(以下「申込受付期間」という。)その他必要と認める事項を公表するものとする。

2 申込受付期間は、原則として5日間とする。

(入札参加申込手続)

第5条 入札参加希望者は、申込受付期間内に希望型指名競争入札参加申込書(様式第1号。以下「入札参加申込書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入札者の指名)

第6条 市長は、前条の規定による入札参加申込書の提出を受けたときは、それを審査し、入札参加資格要件に適合するすべての者を入札者として指名するものとする。

(非指名通知)

第7条 市長は、前条の場合において、入札参加資格要件に適合せず、入札者として指名しないこととした者があるときは、その者に対し非指名通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の非指名通知書による通知を受けた者は、指名されなかった理由について、当該通知書を受領した日から3日以内に、市長に対し書面により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による求めがあったときは、その者に対し回答通知書(様式第3号)により回答するものとする。

(入札参加申込書を提出した者がいない場合等の取扱い)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、希望型指名競争入札の実施を取りやめ、通常の指名競争入札を実施するものとする。

(1) 入札参加申込書を提出した者がいない場合

(2) 入札参加申込書を提出した者のうち、入札参加資格要件に適合する者が1者以下である場合

2 前項第2号の規定により通常の指名競争入札を実施する場合においては、市長は、当該入札参加資格要件に適合する者を、当該指名競争入札における入札者として指名するものとする。

(この要綱に定める手続以外の手続)

第9条 この要綱に定める手続以外の希望型指名競争入札の手続については、通常の指名競争入札の手続の例による。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総合政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月17日から施行し、平成21年4月1日以後に契約を締結する業務委託について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

## 希望型指名競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地 商号又は名称 代表者氏  
名 ⑩  
(担当者名 )  
(電話番号 )

希望型指名競争入札に参加を申し込みます。この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

申込業務委託名			
千葉市発注の当該業種 の手持業務委託件数		当該業種の職員数	人
		他の官公庁発注の当該業種 の手持業務委託件数	

同種業務委託の履行実績（官公庁実績を優先）	
委託名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	円
期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体（出資割合） %
委託概要	

**※業務委託の裏面になります。**  
**業務委託希望型指名競争入札申請に必要です。**

- 注1 申込みにあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ提出すること。
- 2 押印は実印、使用印等の届出印とする。
  - 3 受付時間を厳守すること。
  - 4 登録番号については、本市に入札参加資格審査申請書を提出し、資格決定を受けた登録番号を記入すること。
  - 5 「同種業務委託の履行実績」欄は、過去15年以内に当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託の履行実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託を履行した実績を確認できる書類を添付すること。
  - 6 「委託概要」欄は、業務内容、規模等を記入すること。
  - 7 提出された申込書は、指名業者を選定するにあたっての資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。
  - 8 提出前に、もう一度、記載内容の確認をお願いします（書類に不備があると指名されないことがあります。）。
  - 9 申込受付後、必要に応じて、別途関係書類の提出を求めることがあります。

様式第2号

# 非指名通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様 千葉市  
長 ④

貴社から下記の業務委託の希望型指名競争入札に参加申込みがありましたが、貴社を非指名といたしましたので通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 非指名とした理由

なお、市長に対して非指名とした理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに千葉市総合政策局 〇〇部〇〇課へ、その旨を記載した書類を提出してください。

様式第3号

# 回答通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

千葉市長

Ⓜ

年 月 日付けで貴社から、下記の業務委託の希望型指名競争入札において貴社を非指名とした理由について説明の求めがありました。それについて下記のとおり回答いたします。

記

- 1 業務委託名
- 2 非指名とした理由



